

規制改革会議
創業等ワーキング・グループ報告

目 次

規制改革の目的と検討の視点	1
具体的な規制改革項目	6
(参考1) 会議開催概要 (規制改革会議 創業等ワーキング・グループ関係)	11
(参考2) 規制改革会議 創業等ワーキング・グループ 構成員名簿	12

規制改革の目的と検討の視点 (創業等分野)

起業・新規ビジネスの創出、ビジネスチャンスの創出・拡大及び最適なビジネス環境の整備を通じて、我が国の経済活性化を図るため、創業等分野における規制改革については、①リスクマネー供給、②インフラの整備・開発、③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化、という3つの視点を設定し、これに即して個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

1. リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出

我が国の閉塞感を打ち破る起爆剤として、起業や新規ビジネスの創出を促すため、事業者が技術やアイデアを事業化する段階において必要とされるリスクマネーの供給を促進すると共に、総合取引所の創設を通じて市場における取引を活性化するための環境整備を行うことが求められている。

(1) ベンチャー企業への資金供給の促進

我が国の家計金融資産は約1,550兆円に上るが、そのうち約850兆円は現金・預金で保有されている(平成24年12月末現在)。こうした巨額の金融資産からの成長分野への資金供給を促すためには魅力的な企業への投資機会が拡大される必要がある。ベンチャー企業の育成その他の成長支援のための資金供給の促進の観点から、インターネット等を通じた資本調達(いわゆるクラウド・ファンディング)を促進するための枠組みの整備、地域に根ざした企業等の資本調達を促すためのグリーンシート制度の見直し、新規上場時に提出が求められる財務諸表の年数の限定や内部統制報告書の提出にかかる負担を一定期間軽減する等の新規上場のコストを低減させるための企業内容等の開示の合理化、新規上場時における最低株主数基準の緩和、上場企業における有価証券発行までの期間の短縮、大量保有報告制度の見直し、有価証券報告書等の虚偽記載等の民事責任の見直し等について検討を行う。

(2) 総合取引所の創設

世界の商品市場の出来高は平成16年から平成24年の間に約5倍(約32億万枚)に拡大しているが、我が国の商品市場の出来高は同期間で約5分の1(約3千万枚)に減少している。また、我が国の取引所は、金融商品現物市場は売買代金においてアジアNo.1の位置にあるにもかかわらず、金融デリバティブ市

場は取引高においてインド、韓国等の取引所と比較して小さいのが現状である。諸外国では金融商品取引所と商品取引所の一体化が進んでいる状況において、アジア No. 1 市場を構築し、産業インフラとして機能する取引所の国際競争力を維持・強化する観点から、証券・金融・商品を一体的に取り扱う総合的な取引所を創設することが重要であり、そのための整備をタイムリーかつ着実に進める。

2. インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大

東日本大震災等の過去に発生した自然災害の経験を踏まえ、我が国では震災に強いインフラの整備が喫緊の課題である。最近では、インフラ事業への民間投資促進を目的として、PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）の改正の動きもある。また、有形資源の乏しさをソフトインフラともいふべき技術開発によって補うため、技術開発についての国際的な優位性の確立が求められている。こうした観点からは、老朽化したマンションの建替え等や先進自動車の技術開発を促進するとともに、こうしたインフラ関連の内需拡大を契機としたビジネスチャンスの創出・拡大を促すことが必要である。

(1) 老朽化マンションの建替え等の促進

全国のマンションストック戸数は約 590 万戸といわれており（平成 24 年末現在）、これらのうち築 32 年以上のマンション（昭和 56 年の改正建築基準法施行による新耐震設計に対応していないマンション）は 106 万戸と推計されている。

しかしながら、マンションの建替え事業の実施件数は 177 件程度にとどまる（平成 24 年 10 月現在）。今後起こり得る震災に備え、国民の生命・身体・財産を可及的速やかに保護するため、老朽化マンションについて、建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行う。

(2) 先進自動車の公道走行支援

世界の自動車生産台数は、平成 24 年現在、約 8,600 万台であり、平成 32 年には 1 億 500 万台にも上ると推計されるなど（民間試算）、マーケットは拡大傾向にある。我が国の基幹産業たる自動車産業において、特に先進自動車の開発

に係るビジネスチャンスが創出・拡大されるよう、先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化等を実施し、先進自動車の技術開発における国際競争力を維持・強化する。

3. 国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備

IT化、グローバル化等の経済社会の変化や急速な技術進歩に対応できず、国民の利便性の確保や効率的かつ低コストの事業活動の実現を妨げている各種規制の存在が指摘されている。こうした規制の見直しを実施することにより、我が国において事業者が事業しやすい最適なビジネス環境を整備することが重要である。

(1) ビッグデータ利用のためのガイドラインの作成

現在、いわゆるビッグデータの利用は、消費者に対するターゲット広告等極めて限定された範囲にとどまっているが、ビッグデータ市場は2011年度で1,900億円、2020年度には1兆円規模と試算されており（民間試算）、今後、ビッグデータの利用による経済活性化が見込まれている。ビッグデータの利用を阻害する理由の一つとして個人情報保護法に起因する問題が指摘されており、例えば、事業者にとって、個人情報の利用のルールが明確でないため、どのような利用であれば適正といえるかの判断が困難である、事業者が消費者の反発によるリスクを感じ個人情報の利用を躊躇しているといった旨の指摘がある。

遊休・無形の資産たるビッグデータの利用を促進する観点から、国際先端テストの視点も踏まえ、どの程度データの加工等を実施すれば個人情報に当たらず、個人情報保護法の制限を受けることがなくなるのかを明確化するためのガイドラインを策定する等、いわゆる匿名化された情報の個人情報保護法上の取扱いの明確化を行う。

【問題意識】

米国FTCは、事業者が、①データに合理的な非識別化措置を講じること、②非識別化されたデータを再識別化しないことを公に約束すること、③非識別化されたデータを第三者に提供する場合、提供先が再識別化することを契約で禁止すること、の3要件を満たせば、合理的に連結可能なデータには当たらないとして

いる¹。

我が国でも、ある事業者（X）が、もともと保有するデータ（元データ）と、加工等により特定の個人を識別できなくなったデータ（新データ）の両方のデータを保有し、新データのみを第三者（Y）に提供する場合において、X・Y間の契約でYによる再識別化が禁止されているときは、個人の権利利益の侵害のおそれはないのであるから、新データは「個人情報」には該当しない旨を明確化すべきではないか。

（２）時代に即した規制の見直し

一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化策の検討を開始するとともに、人間と産業用ロボットの協働作業を可能とするための現行規制の見直し、固定電話サービス市場への参入促進のための市外局番（いわゆる 0AB-J 番号：03、06 等の電話番号）取得に係る品質要件の見直し、いわゆる新規化学物質の製造・輸入を促進する観点からの新規化学物質の審査制度の見直し等、経済社会、技術進歩の動向等を踏まえ、各種の規制を合理化することにより、最適なビジネス環境を整備する。

（３）輸出通関申告の効率化・低コスト化

輸出申告は貨物の保税地域等の所在地を管轄する税関長に対して行わなければならないところ、通関申告窓口を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）に一元化することによって、物流管理効率や事務効率の向上につながる旨の指摘がある。事業者による効率的かつ低コストの輸出通関申告の実現の観点から、少なくとも特定の輸出申告については NACCS を通じた輸出申告の一元化に向けて制度の見直しを検討する。

¹ Federal Trade Commission, *Protecting Consumer Privacy in an Era of Rapid Change* (March, 2012) available at <http://www.ftc.gov/os/2012/03/120326privacyreport.pdf>

【参 考】「規制改革の目的と検討の視点」と「具体的な規制改革項目」の対照表

1 リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出	規制改革項目
(1) ベンチャー企業への資金供給の促進	No.1～8
(2) 総合取引所の創設	No.9～12
2 インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大	規制改革項目
(1) 老朽化マンションの建替え等の促進	No.13、14
(2) 先進自動車の公道走行支援	No.15、16
3 国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備	規制改革項目
(1) ビッグデータ利用のためのガイドラインの作成	No.17～19
(2) 時代に即した規制の見直し	No.20～25
(3) 輸出通関申告の効率化・低コスト化	No.26
4 その他	規制改革項目
短期ビザの発給要件の緩和	No.27

具体的な規制改革項目

①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	クラウド・ファンディングの活用	新興・成長企業へのリスクマネー供給を促進する観点から、金融仲介機能の充実を図る取組として、株式形態を含め、インターネット等を通じた資本調達(クラウド・ファンディング)の枠組みの整備について検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁
2	新規上場時の企業情報開示の合理化	新規上場のコストを低減させる観点から、有価証券届出書において提供が求められる財務諸表の年数限定や、内部統制報告書の提出に係る負担を一定期間軽減するなど企業情報開示の合理化について検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁
3	グリーンシート制度の見直し	グリーンシート制度のあり方を見直し、地域に根ざした企業等について、企業の会社情報の定期的な開示義務や適時開示義務、インサイダー取引規制の面で上場企業等に比べてより簡易な手続きでの資本調達・換金を可能とする枠組みについて検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁
4	プレ・マーケティング等の概念の整理	諸外国における規制の状況を踏まえつつ、有価証券届出書の提出前の市場ニーズ調査等のための投資家への接触に係る規制の在り方について検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁
5	新規上場時における最低株主数基準などの緩和	新興市場における新規上場を容易にする観点から、上場時に取引所が要求する株主数などの形式基準の見直しの方向性について、取引所において、一定の流動性の確保に留意しつつ検討を行い、結論を得るよう要請する。	平成25年度検討・結論	金融庁
6	有価証券発行までの期間の短縮等	上場企業の資金調達を円滑化する観点から、発行登録書の記載事項を整理するなどの検討を行うとともに、周知性の高い企業については、開示関係書類の効力発生期間を短縮する等の検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁
7	虚偽記載等に係る賠償責任の見直し	新興・成長企業等が新規上場を躊躇することがないよう、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出した会社が負担する、流通市場で有価証券を取得した者に対する賠償責任について、無過失責任となっていることが適切か検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁
8	大量保有報告制度の見直し	大量保有報告制度について、証券市場の公正性や透明性に留意しつつ、例えば、自己株式を大量保有報告書の対象有価証券から除外する、提出者が個人である場合における記載事項を見直すなど大量保有報告書の提出者の負担軽減を図る方策について検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
9	総合取引所の実現に向けた取組の促進	昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省
10	行為規制の整備	行為規制については、垣根を取り払い横断的に市場環境を整備するとの基本的な考え方の下で、関係法令を整備する。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省
11	ヘッジ会計指針の明確化	商品先物取引について、ヘッジ会計における実務指針に関する具体的なニーズを調査・把握し、所要の対応を検討する。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省
12	顧客勧誘時の適合性原則の見直し	「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」において、適合性の原則の確認に関し、年齢、収入、資産等の具体的な考慮要素を踏まえ、総合的な判断を合理的に行えることを明確化する。	平成25年度措置	農林水産省 経済産業省

②インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
13	容積率の緩和(特例制度活用事例の調査)	老朽化したマンションや既存不適格マンションの建替えが円滑に進むよう、容積率制限を緩和する特例制度の活用により、老朽化したマンション等の建替えが行われた事例について調査・検証し、その結果を公表する。	平成25年度措置	国土交通省
14	老朽化マンションの建替え等の促進について	老朽化マンションについて、建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	法務省 国土交通省
15	先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化①(手続期間の短縮)	先進自動車の公道走行試験に係る大臣認定手続の簡素化・迅速化を図ることにより、大臣認定の取得に係る手続期間を概ね6週間とし、その旨を認定要領に記載する。	平成25年度措置	国土交通省
16	先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化②(軽微な変更の事後届出の検討)	一旦、大臣認定を取得した後に、車両の一部や試験計画を変更する場合において、変更内容が軽微なものについては、事前承認を要することとせず事後届出とすることについて、事業者の意見も踏まえ検討し、検討結果について関係者に周知する。	平成25年度措置	国土交通省

③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
17	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)①	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、規制改革会議・創業等ワーキング・グループ報告書(平成25年6月5日公表)に記載された、ビッグデータの利用に関する「問題意識」(3頁)も踏まえつつ、ビッグデータの利用に資する例を含む形で、「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」の改訂を行う。	平成25年度上期措置	消費者庁
18	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)②	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各省庁が策定している事業等分野ごとのガイドライン(※)で活用できるよう、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを策定する。 (※)27分野40ガイドライン	平成26年上期措置	内閣官房 消費者庁
19	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)③	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各事業等分野において、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において明確化する。	平成26年措置	事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁
20	信書便市場の競争促進	郵便・信書便分野における健全な競争による多様なサービス創出を促進する観点から、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲(特定信書便事業者が扱える信書便の大きさや重量、送達時間及び料金に係る限定)の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、市場参入を検討する者や特定信書便事業者の意見を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	総務省
21	産業用ロボットに係る規制の見直し	国際規格(ISO規格)を参考として、産業用ロボットと人間との協働作業が可能であることを明確化すべく、以下の内容を関連通知において記載し、周知する。 ※一部(協働作業の条件のうち、力制限の方法)は平成25年措置に代えてISO規格確定後早期に措置 ①産業用ロボットのユーザーが、リスクアセスメントに基づく措置等を取り、産業用ロボットに接触することにより労働者に危険の生ずるおそれが無くなったときには、労働安全衛生規則第150条の4に規定する措置を講ずる必要がないこと。 ②産業用ロボットのメーカー・ユーザーがそれぞれ一定の措置(ISO規格と同等)を講じた場合も、危険を防止するために必要な措置(労働安全衛生規則第150条の4)を講じたものと認められること。	平成25年措置	厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
22	市外局番(OAB-J番号)取得に係る品質要件の見直し	IP電話サービス分野におけるイノベーションや競争を通じた新ビジネスの創出を促進する観点から、OAB-J番号取得の品質要件の見直しにつき、安定品質要件の要否を含め検討を行い、結論を得る。	平成25年検討開始、26年結論、その後措置	総務省
23	化学物質審査制度の見直し①(少量新規化学物質確認制度等の総量規制の見直し)	少量新規化学物質確認制度については、科学的考察を基に人の健康及び生態系に対する安全性を確保しながら、事業者の新規化学物質の製造・輸入に係る予見可能性を担保する仕組みとするため、低生産量新規化学物質に係る特例枠(10トン)との関係を考慮しつつ、一社単位で確認を行うことについて検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省
24	化学物質審査制度の見直し②(少量新規化学物質確認制度の受付頻度の見直し)	事業者が事業機会を逃すことなく競争力を高めることを可能とする観点から、事業者の実情を踏まえて、少量新規化学物質の確認の申出の受付頻度を増加させることについて検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省
25	化学物質審査制度の見直し③(化学物質の用途等を考慮した審査制度の構築)	安全性と新規化学物質の開発に要する費用や期間の効率化との両立を図りつつ、化学物質の用途・曝露可能性等を考慮して人の健康及び生態系への影響を評価する新規化学物質の審査制度のあり方について、合理化の必要性が指摘されている個別の課題から検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省
26	輸出通関申告官署の自由化	通関手続におけるIT利用推進に係る工程表を作成し、広く関係先の意見を聞きながら、通関手続のペーパーレス化を実現するとともに、平成29年度のNACCS更改時には、少なくとも特定輸出申告について、船積地にかかわらず一元的にNACCSに申告することによって輸出通関が完了するよう検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論(平成29年度まで順次実施)	財務省

④その他

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
27	短期ビザの発給要件の緩和	東南アジア諸国等の外国人に対して、短期滞在ビザ(※1)の免除又は数次ビザ(※2)の発給要件の緩和を行う。 (※1)観光、商用、知人・親族訪問等90日以内の滞在で報酬を得る活動をしない場合に取得するビザ。 (※2)一定期間、滞在1回あたり定められた日数以内で何度も訪日できるビザ。例)期間3年、滞在1回90日	平成25年度措置	外務省

(参考1)

会議開催概要

(規制改革会議 創業等ワーキング・グループ関係)

平成25年3月27日 第1回会合

- ・創業等WGの今後の進め方
- ・関係者ヒアリング①(容積率の緩和、区分所有法における決議要件の緩和)

平成25年4月11日 第2回会合

- ・関係者ヒアリング②(ビッグデータ・ビジネスの普及(1)、ベンチャー企業の育成等)
- ・国際先端テストについて

平成25年4月19日 第3回会合

- ・関係者ヒアリング③(産業用ロボットに係る規制の見直し、信書便法の見直し)

平成25年4月25日 第4回会合

- ・関係者ヒアリング④(総合取引所の創設)
- ・検討の視点及び規制改革検討項目一覧(案)

平成25年5月8日 第5回会合

- ・関係者ヒアリング⑤(ビッグデータ・ビジネスの普及(2)、市外局番(OAB～J番号)取得に係る品質要件の見直し、輸出通関申告官署の自由化)

平成25年5月16日 第6回会合

- ・関係者ヒアリング⑥(先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化、新規化学物質の審査制度の見直し)

平成25年5月27日 第7回会合

- ・国際先端テストの報告(先進自動車の公道走行試験に係る手続きの迅速化、ビッグデータ・ビジネスの普及、輸出通関申告官署の自由化、市外局番取得に係る品質要件の見直し)
- ・報告書案とりまとめ

(参考2)

規制改革会議

創業等ワーキング・グループ構成員名簿

<五十音順、敬称略>

【委員】

浦野光人	株式会社ニチレイ代表取締役会長
(座長) 大崎貞和	株式会社野村総合研究所主席研究員
金丸恭文	フューチャーアーキテクト株式会社 代表取締役会長兼社長
滝久雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
長谷川幸洋	東京新聞・中日新聞論説副主幹
森下竜一	大阪大学大学院医学系研究科教授

【専門委員】

川本明	慶應義塾大学経済学部教授
久保利英明	日比谷パーク法律事務所代表／弁護士